

利用施設別の対象範囲

区分		3歳から5歳児		0歳から2歳児	無償化に関する 手続き
		保育の必要性の認定	保育の必要性の認定	保育の必要性の認定がある 住民税非課税世帯	
		あり	なし		
認可保育所		無償	—	無償	不要
地域型保育事業		—	—		
認定こども園	保育所部分	無償	—		
	幼稚園部分	無償 (満3歳から)		—	
幼稚園(※1)	新制度移行				
	新制度未移行	月額25,700円まで無償(満3歳から)		—	要
幼稚園(認定こども園の幼稚園部分を含む)の預かり保育		利用実績に応じて 月額11,300円まで無償	—	利用実績に応じて 月額16,300円まで無償 (満3歳から)	
認可外保育施設等(※2)		月額37,000円まで無償	—	月額42,000円まで無償	

- ※1 新制度とは、幼児教育や保育、地域の子育て支援の拡充等を進めるために平成27年度から始まった「子ども・子育て支援制度」のことです。
大津市内の新制度未移行の幼稚園は、比叡山幼稚園、滋賀短期大学附属幼稚園、滋賀大学教育学部附属幼稚園です。
また、国立大学附属幼稚園については月額8,700円まで無償となります。
- ※2 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所を利用されていない児童が対象です。
- ※3 原則として各施設の保育料以外の実費費用(通園送迎費、行事費等)、3～5歳児の主食費(ごはん代)及び副食費(おかず代)は無償化の対象外となります。
- ※4 保育の必要性の認定は、保護者が「月64時間を越えて就労している」などの要件に該当する場合に受けることができます。